

計 画 書

神戸国際港都建設計画防災街区整備方針の変更（兵庫県決定）

防災街区整備方針を次のように変更する。

1．基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、神戸都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示すものである。

2．防災街区整備の方針

本都市計画区域は、行政、商業・業務、居住、教育、文化等の様々な機能が集積し、高次で複合的な都市機能を有する地域として発展してきたが、阪神・淡路大震災では、都市機能を集中させてきた中心市街地が被災し、本区域全体が機能不全に陥り、大規模な自然災害の前で都市は脆弱な一面を持つことが認識された。

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、人口及び産業の急激な集積により市街地が拡大してきたが、既成市街地の中には密集市街地（古い木造住宅が密集している地域や、道路、公園などの基盤施設が未整備な地域をいう。）など、防災上の課題を持つ地域が多く存在している。これらの火災又は地震が発生した場合における延焼防止及び避難上確保されるべき機能が不足している地域の防災性の向上は、重要な課題の一つである。

密集市街地においては、火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶことを防ぐため、建物の不燃化・耐震化の向上を進めるとともに、市街地の面的な整備を促進し、道路、公園、広場等の根幹的な公共施設の整備とその適正配置を図る。

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、防災上の課題のある地域については、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や市街地開発事業や耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建て替え等による耐火性や耐震性の確保、避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の公共施設の整備、消防水利、備蓄倉庫等の防災施設の整備に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

また、災害時の被害を最小限にするため、過去の災害の分析や災害の予防、復旧・復興の各段階における対策等を検討し、災害に的確に対応できる体制を整備する一方で、地域の災害要因等を踏まえた地域の危険性を周知するなど情報公開を積極的に進める。加えて、障害のある人や高齢者等の災害弱者をはじめ、全ての住民が防災についての正しい認識を持ち災害時に沈着に行動できるよう、防災・減災知識の普及や意識の高揚を図る。

さらに、密集市街地の改善については、県、市、地域住民及び事業者の相互の理解、信頼のもとに、協働と参画で行なわれるべきであり、地域のコミュニティを中心とする自主防災の意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。

なお、今後、敷地の細分化により新たな密集市街地が形成されることのないよう、地区計画

や開発指導要綱等の土地利用規制誘導手法等を活用しつつ、良好な市街地の維持を図る。

3. 防災再開発促進地区等の整備

災害危険度の高い市街地と考えられる地域のうちから、地域住民のまちづくり意識の高まり、合意形成の状況、整備の優先度等を勘案して、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保すべく、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を、防災再開発促進地区に位置づける。

また、特に火災の危険性の高い市街地として指定されている重点密集市街地についても、防災再開発促進地区に位置づける。

この防災再開発促進地区の指定により、古い木造住宅等の建物更新にあわせた不燃化を促進するとともに、道路・公園・広場等の公共施設の整備及び建築物の耐震性向上の推進を図り、密集市街地の住環境の改善を図る。なお、防災再開発促進地区及び地区の整備又は開発の計画の概要を別表1に示す。

また、防災再開発促進地区とした地区以外であっても、災害危険度の高い市街地については、今後地域住民の合意形成等を図り、その合意に基づいた参画と協働で防災性の向上に努めることとする。

4. 防災公共施設の整備

防災再開発促進地区において、特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。）を確保するために整備されるべき主要な道路、公園等の公共施設を防災公共施設として位置づけ、その整備方針等を別表2に示す。

5. 防災再開発促進地区の一覧

防災再開発促進地区	面積（ha）
1 灘西部	約 159
2 吾妻	約 34
3 西出・東出・東川崎	約 23
4 兵庫山麓	約 117
5 浜山	約 25
6 真野	約 39
7 尻池北部	約 25
8 長田東部	約 19
9 長田南部	約 81
10 東垂水	約 97
計 10地区	約 619

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

本区域において、防災街区の整備に関する基本方針及び都市施設、地区防災施設等の整備方針及び建築物の更新の方針及び対象とする区域等について定め、適切な規制・誘導を図るため本案のとおり変更するものである。

(参考) 防災再開発促進地区の変更の概要

	変更前	変更後	増 減	備 考
地区数	10 地区	10 地区		事業の進捗に伴い、各地区における都市施設等の整備方針や計画概要等の変更を行う。
面 積	約 619 ha	約 619 ha		